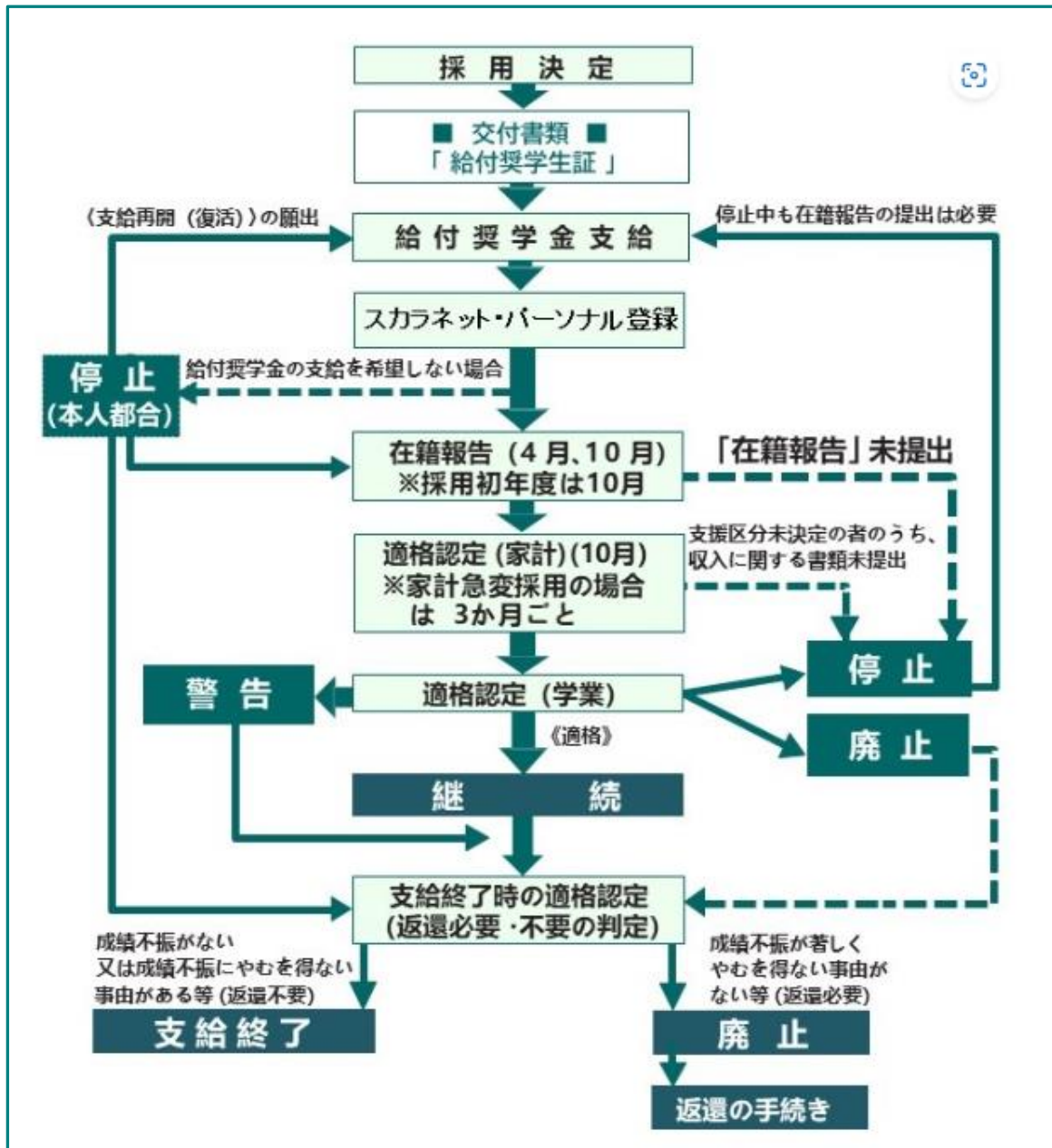


給付奨学金 支給中の全体の流れ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/flow.html>



1. 給付奨学生として採用された方は、給付奨学生証を受領。
2. 原則、毎月11日の奨学金振込日には、入金を確認。
※「在籍報告」が未入力の場合は、奨学金の振込みが止まります。
3. 大学に在籍していることを定期的に報告（在籍報告）。
4. 毎年1回、機構がマイナンバーを利用して所得状況を確認（適格認定（家計））。
5. 毎年1回、学校が成績に基づき機構へ学業報告（適格認定（学業））。
6. 給付奨学金の支給終了時に返還の可否を判定（支給終了時の適格認定）。

● スカラネット・パーソナルの登録

【対象者】全奨学生

【実施時期】奨学生証受領後、速やかに



● 在籍報告 在籍報告の期間等は、大学からK I Uポータルで案内します。

【対象者】全給付奨学生

【実施時期】4月・10月

【報告方法】

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者について入力します。

【在籍報告を期限までに報告（入力）しない場合】

定められた期限までにスカラネット・パーソナルからの入力がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。追って在籍報告することで支給が再開されますが、支給が止まっていた期間（月数）は、支給予定だった総期間（月数）から減じられる場合があります。減じられた分は支給されません。

● 適格認定（学業）

【対象者】全奨学生

【実施時期】学年末

【適格認定（学業）の基準】

認定区分	適格基準
① 廃止	以下のいずれかに該当する場合、「廃止」（打ち切り）となります。 1. 学業成績不振により、修業年限で卒業できないことが確定した場合 2. 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合 3. 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低い状況である場合 4. 連続して「警告」に該当した場合（ただし、②に該当する場合を除く） ※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、「 <u>廃止（返還必要）</u> 」と認定され、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。
② 停止	以下に該当する場合、「停止」（中断）となります。 2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が下位4分の1」のみの場合（ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く）。
③ 警告	以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。給付奨学金の支給は継続します。 1. 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合 2. GPAが学部における下位4分の1の場合 3. 出席率が8割以下など、学修意欲が低い状況である場合
④ 継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者

● 高等教育の修学支援新制度について

授業等減免対象者の認定は、原則、給付奨学金と連動し、適格認定の結果により変更されます。給付奨学金が「廃止（返還必要）」と認定された場合は、給付奨学金と同様に学年の始期に遡って、減免された授業料の返還を求めます。

● 給付奨学生のしおり

給付奨学金の支給が始まってから終了するまでの手続きや、留意事項などを記載しています。

